

平成 26 年 5 月 16 日

各位

上場会社名	三菱商事株式会社
代表者名	代表取締役社長 小林 健
コード番号	8058
本社所在地	東京都千代田区丸の内 2 丁目 3 番 1 号
問合せ先	広報部報道チームリーダー 磯貝 進 03-3210-3917

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 16 日開催の定例取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 20 日開催予定の平成 25 年度定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

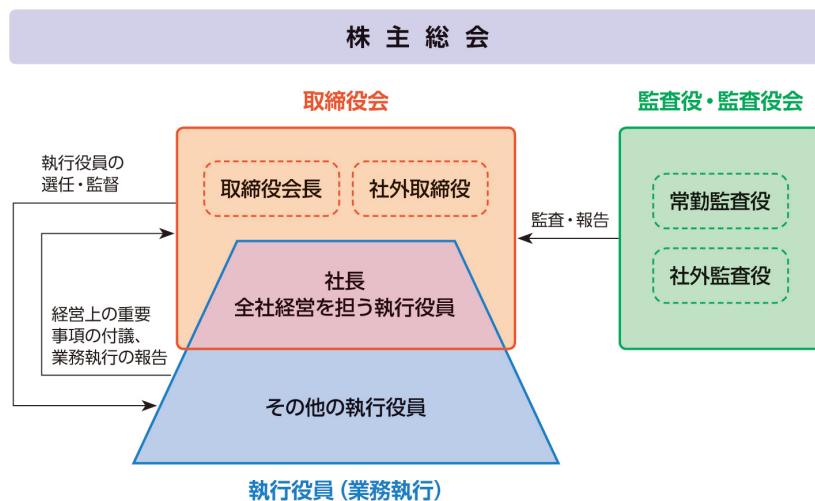
記

1. 定款変更の理由

当社では、平成 13 年に執行役員制度を導入し、執行役員に業務を執行させるとともに、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を取締役会が行うことで、経営の健全性及び効率性の確保を図ってきました。

今般、本制度が十分に定着していることを受け、定款上も、業務執行の最高責任者である社長は、執行役員の役位であることを規定するため、現行定款のうち、取締役及び執行役員に関する規定並びにその他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設、及び条数の繰り下げを行うものです。

《ご参考》取締役会、監査役会及び執行役員の関係図



2. 定款変更の内容

具体的な変更の内容（変更部分は下線で示しています）及び理由は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 26 年 6 月 20 日

定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 20 日

以上

現 行 定 款	変 更 案	変 更 理 由
<p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、<u>その議長</u>となる。ただし、<u>取締役社長</u>に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により<u>他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は、各自会社を代表し、<u>取締役会の決議に基づき会社の業務を執行</u>する。 <u>取締役会の決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を選定することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第21条～第24条 (条文の記載省略)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第25条 取締役会の決議によって執行役員を定め、<u>本会社の業務を分担して執行させることができる。</u> 取締役会の決議によって<u>代表取締役の中から社長を選定するほか、副社長執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (条文の記載省略)</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第28条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、常勤の監査役の中から常任監査役を選定することができる。</p> <p>第29条～第34条 (条文の記載省略)</p>	<p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>社長</u>が議長となる。ただし、<u>社長</u>に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により<u>代行者が議長</u>となる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は、各自会社を代表する。</p> <p>(取締役会長)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議によって取締役会長を選定する。</u></p> <p>第22条～第25条 (現行第21条～第24条記載のとおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第26条 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。 取締役会の決議によって<u>執行役員の中から社長及びその他の役付執行役員を選定する。</u></p> <p>第27条～第28条 (現行第26条～第27条記載のとおり)</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、常勤の監査役の中から常任監査役を選定する。</p> <p>第30条～第35条 (現行第29条～第34条記載のとおり)</p>	<p>取締役及び執行役員に関する規定の変更に伴い、文言の調整を行うものです。</p> <p>変更案第20条では代表取締役の選定及び役割について定め、変更案第21条では取締役会長の選定について定めるものです。</p> <p>変更案第21条の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。</p> <p>執行役員の選任及び役割について定めるとともに、執行役員の中から社長を選定することについて定めるものです。</p> <p>変更案第21条の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。</p> <p>変更案第21条及び変更案第26条に合わせて、文言の調整を行うものです。</p> <p>変更案第21条の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。</p>